

愛媛県立西条高等学校専用水道施設水質検査業務委託契約書(案)

愛媛県立西条高等学校長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、愛媛県立西条高等学校に設置してある専用水道施設の水質検査について下記条項の委託契約を締結する。なお、本契約の履行細目については、「特記仕様書」に基づくものとする。

第1条 本契約は、甲の専用水道施設について「水道法」ならびに関係法令に定める水道施設の維持管理基準に基づき、運用に支障のないよう常に良好な機能を維持させ良好な衛生状態に維持することを目的とする。

第2条 水質検査対象物件は次のとおりとする。

愛媛県立西条高等学校専用水道施設

名称	高架水槽	数量	採水場所
本館	SUS製、6t	1基	本館
普通教棟	SUS製、6t	1基	普通教棟
商業教棟	FRP製、3t	1基	理科教棟
理科教棟			
芸術教棟			
道前会館			道前会館

第3条 本契約の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 委託料は年額_____円(うち消費税額及び地方消費税額_____円)とする。

2 委託料は前期及び後期の2回払いとし、前期は9月分の検査完了後、後期は契約期間満了をもって乙は別記1のとおり額を請求するものとする。甲は、乙の委託業務の完了確認後、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 期間の途中で契約解除があった場合は、それまで甲が受けた給付に相当する額を支払う。

第5条 水質検査内容は「特記仕様書」のとおりとする。

第6条 甲乙それぞれの責任範囲は次のとおりとする。

(1) 甲の取扱不注意、天災、不可抗力等により生じた故障、事故の修理は甲の負担とする。

(2) 乙の責に帰すべき事由により生じた故障、事故については乙の責任において修復する。

第7条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から154条までの規定による。

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）職員になろうとする者又は

職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第9条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

第10条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

第11条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲乙協議して、書面により契約内容を変更することができる。

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるもののほか、同規則に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷234番地
愛媛県立西条高等学校長

乙

別記 1

内訳

検査実施月	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
4 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
5 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
6 月	省略不可項目検査(23 項目)	4			
7 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
8 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
9 月	全項目検査(51項目)	4			
諸経費		6			
消費税及び地方消費税					
前期計					
10 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
11 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
12 月	省略不可項目検査(23 項目)	4			
1 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
2 月	理化学・細菌検査(9項目)	4			
3 月	省略不可項目検査(23 項目)	4			
諸経費		6			
消費税及び地方消費税					
後期計					
合 計					